

四半期報告書の訂正報告書

(第97期第2四半期) 自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日

日本水産株式会社

四半期報告書の訂正報告書

- 1 本書は四半期報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の訂正報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書の訂正報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【役員の状況】	16
第4 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月23日

【四半期会計期間】 第97期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 日本水産株式会社

【英訳名】 NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 細見典男

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 東京03(6206)7042

【事務連絡者氏名】 経営企画IR室広報IR課長 杉山健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 東京03(6206)7042

【事務連絡者氏名】 経営企画IR室広報IR課長 杉山健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年11月11日に提出している第97期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)に係る四半期報告書に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けしており、四半期レビュー報告書を添付している。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第2四半期 連結累計期間	第97期 第2四半期 連結累計期間	第96期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	237,228	271,774	494,294
経常利益 (百万円)	684	5,280	6,275
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△1,321	2,073	<u>△701</u>
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	<u>△7,944</u>	<u>2,557</u>	<u>△6,562</u>
純資産額 (百万円)	<u>71,966</u>	<u>73,936</u>	<u>73,214</u>
総資産額 (百万円)	<u>397,428</u>	<u>410,502</u>	<u>401,185</u>
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額(△) (円)	△4.78	7.51	<u>△2.54</u>
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	<u>13.49</u>	<u>13.27</u>	<u>13.17</u>
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,943	3,095	5,556
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,973	△7,776	△28,808
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,315	2,102	20,091
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,716	14,596	17,182

回次	第96期 第2四半期 連結会計期間	第97期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	△1.36	3.01

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第96期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第97期第2四半期連結累計期間は潜在株式がないため記載していない。第96期第2四半期連結累計期間及び第96期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により大きな被害を受けたサプライチェーンの復旧が進み、個人消費も回復の兆しを見せているが、長期化する円高の影響に加え、震災による電力供給への懸念や放射性物質への不安などがあり、依然として不透明な状況が続いている。

世界経済については、米国では高い失業率や個人消費の低迷により景況感は悪化し、欧州ではギリシャ、スペインおよびイタリアの財政問題などがグローバルな金融不安に波及する恐れがあり、アジアでは中国で経済成長が続いているものの伸びがやや鈍化している。

このような状況下で当第2四半期連結累計期間の営業成績は、売上高は2,717億74百万円（前年同期比345億46百万円増）、営業利益は63億55百万円（前年同期比30億40百万円増）、経常利益は52億80百万円（前年同期比45億96百万円増）、第2四半期純利益は20億73百万円（前年同期比33億95百万円増）となった。

事業の営業の概況は次のとおりである。

①水産事業

水産事業については、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでいる。

<当第2四半期連結累計期間の概況>

水産事業では売上高は1,130億58百万円（前年同期比322億38百万円増）となり、営業利益は13億89百万円（前年同期比26億13百万円増）となった。

漁撈事業：前年同期比で増収、減益となった。

- ・南米では、チリにおいて主要魚種の漁獲枠が減少し、アルゼンチンにおいて漁獲は低調に推移した。

養殖事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、ぶり養殖事業、まぐろ養殖事業において販売数量の増加や魚価の上昇があった。
- ・アジアでは、インドネシアのえび養殖事業の改善が進まなかった。
- ・南米では、チリの鮭鱒養殖事業で販売数量が増加し魚価も堅調に推移した。

加工・商事事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、当社において、すりみ価格の下落があったが、鮭鱒などの販売が順調に推移した。
- ・北米では、すけそうだらの漁獲枠が増加し、すりみ・フィレーの生産数量が増加するとともに、助子の販売も順調に推移した。

- ・南米では、ネチャーノ・インターナショナル社（注1）、ヨーロッパではノルディック社（注2）が連結子会社となった。

②食品事業

食品事業については、加工事業およびチルド事業を営んでいる。

<当第2四半期連結累計期間の概況>

食品事業では売上高は1,326億80百万円（前年同期比9億87百万円増）となり、営業利益は26億84百万円（前年同期比1億96百万円増）となった。

加工事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、東日本大震災により女川工場などが被災したが、他の工場への生産移管を進め、商品供給の復旧に努めた。販売競争の激化により魚肉ソーセージの苦戦があったが、夏場の節電の影響などから簡便に調理できる冷凍食品が見直され、家庭用冷凍食品ではちゃんぽん、業務用冷凍食品ではチキン加工品などの販売が好調に推移した。
- ・北米の業務用冷凍食品会社は外食需要の低迷の影響を受け低調に推移したが、北米およびヨーロッパの家庭用冷凍食品会社は販売が順調に推移した。

チルド事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、コンビニエンスストアの利便性が評価されたこともあり、麺類やチルド弁当の販売が伸長し増収となった。

③ファイン事業

ファイン事業については、医薬原料、機能性原料（注3）、機能性食品、および医薬品、診断薬の生産・販売を行っている。

<当第2四半期連結累計期間の概況>

ファイン事業では売上高は128億97百万円（前年同期比3億40百万円増）となり、営業利益は32億16百万円（前年同期比4億53百万円増）となった。

ファイン事業：前年同期比で増収、増益となった。

- ・日本では、当社において、東日本大震災の影響による医薬原料および機能性原料の前倒し販売があったことから増収となった。また、連結子会社の日水製薬株式会社の診断薬事業も順調に推移した。

④物流事業

物流事業については、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでいる。

<当第2四半期連結累計期間の概況>

物流事業では売上高は60億58百万円（前年同期比2億27百万円増）となり、営業利益は6億98百万円（前年同期比6百万円減）となった。

物流事業：前年同期比で増収、減益となった。

- ・日本では、冷蔵倉庫事業において、東日本大震災の影響を受け東北エリアは減収となったが、首都圏エリアでは在庫量が増加し、配送事業の増収もあったので順調に推移した。

（注1）平成22年5月に設立し同年9月より事業を開始した、ブラジル連邦共和国ペルナンブコ州レ

シフェ市に本社を置く養殖事業、水産調理冷凍食品の製造・販売を主な事業とする会社。

(注2) デンマーク国ヒルトシャルスに本社を置き、スペイン、ポルトガルを除くヨーロッパ全土で水産品・水産加工品の販売を行っている。当社の持分法適用会社であったが、平成22年8月に全株式を取得し連結子会社とした。

(注3) 主に食品素材や化粧品素材向けとなるEPA・DHA、グルコサミン、コレステロール、オレンジラフィー油など。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.1%増加し、1,987億98百万円となった。これは受取手形及び売掛金が29億92百万円、商品及び製品が53億29百万円増加したことなどによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.7%増加し、2,117億4百万円となった。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて2.3%増加し、4,105億2百万円となった。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて6.8%増加し、2,029億26百万円となった。これは短期借入金が84億44百万円増加したことなどによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて3.1%減少し、1,336億39百万円となった。これは長期借入金が45億34百万円減少したことなどによる。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2.6%増加し、3,365億66百万円となった。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて7億22百万円増加し、739億36百万円となった。これは主として四半期純利益20億73百万円及び為替換算調整勘定が10億29百万円増加し、配当金の支払いにより13億82百万円減少したことなどによる。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比25億86百万円減少し、145億96百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは税金等調整前四半期純利益37億21百万円（前年同期比35億66百万円増）、減価償却費81億91百万円（前年同期比1億33百万円増）、たな卸資産の増加75億62百万円（前年同期比30億81百万円減）、売上債権の増加25億99百万円（前年同期比24億54百万円増）、仕入債務の増加28億76百万円（前年同期比7億86百万円減）などの結果、30億95百万円の収入（前年同期比50億39百万円収入増）となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出68億31百万円（前年同期比6億46百万円減）、無形固定資産の取得による支出22億70百万円（前年同期比9億31百万円増）などにより、77

億76百万円の支出（前年同期比21億96百万円支出減）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金による純増減額53億77百万円（前年同期比71億81百万円減）、長期借入れによる収入35億90百万円（前年同期比77億9百万円減）、長期借入金の返済による支出46億49百万円（前年同期比12億82百万円増）などにより21億2百万円の収入（前年同期比162億13百万円収入減）となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118号第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定される。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。（注））を講じることが必要と考えている。

（注）当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本プランの導入を決議し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。また、本プランが平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、同定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続した（以下継続したプランを「本プラン」という。）。

②基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施している。

イ. 中期経営計画「新TGL計画」による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎える2011年に向けて2006年度より中期経営計画である「新TGL－True Global Links－計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進している。

「新TGL計画」経営の基本方針は以下のとおりである。

〔「新TGL計画」経営の基本方針〕

私たちは、水産資源から多様な価値を創造し、お客様にお届けすることを通して、世界の人々の健康で豊かな生活の実現に貢献する。

(i) 水産物のグローバルサプライチェーンを構築する

(ii) 品質とコスト、研究開発とマーケティングを重視する

- (iii) 自らの仕事の先端分野に挑戦し、それを開拓する
- (iv) 地球や海の資源を持続的に有効活用し、環境を大切にす
- (v) 企業としても個人としても折り目正しい行動をする

「新TGL計画」では、より価値を創造することができる「研究開発」と「メーカー機能」に経営資源を集中して「自然の力、科学の力と生活の価値をつなぐ新しいビジネスモデル」を創り、株主を重視した経営を進めていく。なお、2012年以降の経営計画については、2011年度中に作成し公表する。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでいる。

具体的には、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入すること、及び第94期定時株主総会で取締役総数を削減する定款変更議案と社外取締役2名を含む取締役選任議案とを上程することを決議し、上程された議案は、第94期定時株主総会で承認可決された。

③本プランの内容

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものである。

ロ. 本プランの内容

(i) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは、(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、または、(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とする。

(ii) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の制約文言等を記載した書面(買付説明書)の提出を求め、当社は、買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提供しその旨を情報開示する。

(iii) 株主意思確認手続きまたは独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意思確認手続を実施するか、または、独立委員会に諮問するか、等について決議する。

(a) 株主意思確認手続の実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施する。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とする。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議

の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議する。また、当社取締役会は、株主意思確認手続きを実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続きを実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続きの結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問する。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとする。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告する。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行う。

(iv) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき発動する、大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施する。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとする。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできない。

(v) 本プランの有効期間

本プランは平成23年6月28日開催の当社第96期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになる。

(vi) 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合がある。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じない。

④本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を

損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えている。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足している。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっている。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしている。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われる。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

（5）研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は21億30百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	277,210,277	277,210,277	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	277,210,277	277,210,277	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日	—	277,210	—	23,729	—	6,000

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	27,811	10.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,885	5.73
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	10,650	3.84
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	10,279	3.70
持田製薬株式会社	東京都新宿区四谷1-7	8,000	2.88
ジュニパー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,732	2.06
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	4,893	1.76
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250	4,430	1.59
中央魚類株式会社	東京都中央区築地5-2-1	4,140	1.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋3-11-1)	4,033	1.45
計	—	95,856	34.58

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより平成23年9月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成23年8月29日現在で同社を含む3社が共同保有として21,328千株(7.69%)を保有している旨の報告を受けているが、平成23年9月30日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。

2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社より平成23年10月3日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成23年9月27日現在で同社を含む5社が共同保有として28,777千株(10.38%)を保有している旨の報告を受けているが、平成23年9月30日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 778,900 (相互保有株式) 普通株式 376,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 275,552,700	2,755,527	—
単元未満株式	普通株式 502,077	—	—
発行済株式総数	277,210,277	—	—
総株主の議決権	—	2,755,527	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)が含まれている。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式40株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本水産株式会社	東京都千代田区大手町 2-6-2	778,900	—	778,900	0.28
(相互保有株式) 三共水産株式会社	静岡県静岡市葵区 流通センター1-1	40,400	—	40,400	0.01
(相互保有株式) 株式会社大水	大阪府大阪市福島区野田1 -1-86 大阪市中心卸売市場内	335,200	—	335,200	0.12
(相互保有株式) アンズコフーズ株式会社	東京都港区西新橋3-16 -11	1,000	—	1,000	0.00
計	—	1,155,500	—	1,155,500	0.41

(注) 株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)ある。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しているが、訂正後の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,962	6,330
受取手形及び売掛金	64,104	67,096
商品及び製品	48,573	53,902
仕掛品	11,552	14,302
原材料及び貯蔵品	21,619	21,430
その他	35,661	36,272
貸倒引当金	<u>△526</u>	<u>△536</u>
流動資産合計	<u>190,947</u>	<u>198,798</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	50,399	49,501
その他（純額）	62,801	62,985
有形固定資産合計	<u>113,200</u>	<u>112,487</u>
無形固定資産		
のれん	4,554	4,048
その他	13,378	14,596
無形固定資産合計	<u>17,932</u>	<u>18,644</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	59,056	59,655
その他	<u>23,460</u>	<u>24,347</u>
貸倒引当金	<u>△3,412</u>	<u>△3,430</u>
投資その他の資産合計	<u>79,104</u>	<u>80,572</u>
固定資産合計	<u>210,237</u>	<u>211,704</u>
資産合計	<u>401,185</u>	<u>410,502</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,044	32,083
短期借入金	128,588	137,032
未払法人税等	1,529	1,805
未払費用	19,636	19,386
引当金	3,852	3,241
その他	7,424	9,378
流動負債合計	190,075	202,926
固定負債		
長期借入金	118,740	114,206
退職給付引当金	12,949	12,717
その他の引当金	231	214
その他	5,974	6,501
固定負債合計	137,895	133,639
負債合計	327,970	336,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,729	23,729
資本剰余金	13,758	13,758
利益剰余金	27,512	28,204
自己株式	△255	△255
株主資本合計	64,745	65,436
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△641	△645
繰延ヘッジ損益	△321	△429
為替換算調整勘定	△9,425	△8,395
在外子会社の年金債務調整額	△1,510	△1,498
その他の包括利益累計額合計	△11,899	△10,969
少数株主持分	20,368	19,470
純資産合計	73,214	73,936
負債純資産合計	401,185	410,502

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	237,228	271,774
売上原価	182,225	210,153
売上総利益	55,002	61,621
販売費及び一般管理費	※1 51,688	※1 55,266
営業利益	3,314	6,355
営業外収益		
受取利息	272	260
受取配当金	387	503
持分法による投資利益	—	623
雑収入	340	320
営業外収益合計	1,000	1,708
営業外費用		
支払利息	1,724	1,895
為替差損	1,250	438
持分法による投資損失	366	—
雑支出	289	448
営業外費用合計	3,631	2,782
経常利益	684	5,280
特別利益		
固定資産売却益	45	75
貸倒引当金戻入額	167	—
特別利益合計	212	75
特別損失		
固定資産処分損	301	274
投資有価証券評価損	53	1,059
災害による損失	—	300
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	387	—
特別損失合計	741	1,634
税金等調整前四半期純利益	155	3,721
法人税、住民税及び事業税	1,426	1,802
法人税等調整額	△296	170
法人税等合計	1,129	1,972
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△974	1,749
少数株主利益又は少数株主損失(△)	347	△324
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,321	2,073

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△974	1,749
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,224	△95
繰延ヘッジ損益	△80	△185
為替換算調整勘定	<u>△2,986</u>	<u>△153</u>
在外子会社の年金債務調整額	56	11
持分法適用会社に対する持分相当額	<u>△1,734</u>	<u>1,230</u>
その他の包括利益合計	<u>△6,970</u>	<u>807</u>
四半期包括利益	<u>△7,944</u>	<u>2,557</u>
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	<u>△7,678</u>	<u>3,003</u>
少数株主に係る四半期包括利益	△266	△446

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	155	3,721
減価償却費	8,057	8,191
のれん償却額	595	547
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△389	40
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,167	△187
受取利息及び受取配当金	△660	△764
支払利息	1,724	1,895
持分法による投資損益 (△は益)	366	△623
固定資産売却益	△45	△75
固定資産処分損	301	274
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	53	1,059
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	387	—
災害損失	—	300
売上債権の増減額 (△は増加)	△144	△2,599
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,644	△7,562
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,663	2,876
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,064	△340
その他	△584	161
小計	604	6,916
利息及び配当金の受取額	768	424
利息の支払額	△1,643	△1,887
災害損失の支払額	—	△455
法人税等の支払額	△1,672	△1,902
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,943	3,095
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	298	—
有価証券の増減額 (△は増加)	300	591
有形固定資産の取得による支出	△7,478	△6,831
有形固定資産の売却による収入	117	141
無形固定資産の取得による支出	△1,338	△2,270
投資有価証券の取得による支出	△676	△317
投資有価証券の売却による収入	4	105
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,538	—
短期貸付金の増減額 (△は増加)	2,709	866
その他	△371	△63
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,973	△7,776

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	12,558	5,377
長期借入れによる収入	11,300	3,590
長期借入金の返済による支出	△3,367	△4,649
リース債務の返済による支出	△315	△261
配当金の支払額	△1,382	△1,382
少数株主への配当金の支払額	△477	△571
自己株式の増減額 (△は増加)	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,315	2,102
現金及び現金同等物に係る換算差額	△634	△7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,764	△2,586
現金及び現金同等物の期首残高	20,952	17,182
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 26,716	※1 14,596

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	重要な変更はない。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	重要な変更はない。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結子会社以外の会社の銀行からの借入に対して、保証を行っている。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
新潟魚市場物流(協)	762百万円	新潟魚市場物流(協)	722百万円
他1社	75 "	他1社	71 "
計	837百万円	計	793百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
販売手数料	13,676百万円	13,884百万円
配送配達費	10,376 "	11,177 "
給与諸手当	9,411 "	9,815 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金	10,552百万円	6,330百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△328 "	△101 "
流動資産その他に含まれる 短期貸付金	16,492 "	8,367 "
現金及び現金同等物	26,716百万円	14,596百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

第1四半期連結会計期間より「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用している。これにより、期首利益剰余金が1,374百万円減少している。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	1,382	5円00銭	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	80,820	131,692	12,556	5,830	230,900	6,327	237,228	—	237,228
セグメント間の内部売 上高又は振替高	5,555	313	101	3,305	9,276	1,432	10,708	△10,708	—
計	86,376	132,006	12,658	9,135	240,176	7,760	247,936	△10,708	237,228
セグメント利益又は損 失(△)	△1,224	2,488	2,762	705	4,731	117	4,849	△1,534	3,314

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△1,534百万円には、セグメント間取引消去14百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,548百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	113,058	132,680	12,897	6,058	264,695	7,079	271,774	—	271,774
セグメント間の内部売 上高又は振替高	5,289	475	129	3,544	9,439	1,532	10,972	△10,972	—
計	118,348	133,155	13,027	9,603	274,135	8,611	282,746	△10,972	271,774
セグメント利益	1,389	2,684	3,216	698	7,988	235	8,224	△1,869	6,355

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△1,869百万円には、セグメント間取引消去△42百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,826百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△4円78銭	7円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△1,321	2,073
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,321	2,073
普通株式の期中平均株式数(株)	276,304,354	276,293,876

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第2四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため、前第2四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議した。

- ① 配当金の総額 1,382百万円
- ② 1株当たりの金額 5円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年1月20日

日本水産株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井克之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤栄司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 腰原茂弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本水産株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本水産株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成23年11月8日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月23日
【会社名】	日本水産株式会社
【英訳名】	NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 細見典男
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務執行役員 小池邦彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 細見 典男 及び当社最高財務責任者 小池 邦彦 は、当社の第97期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。